

会

議

午前10時 0分開会

○議長（森 温繁君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは開会前ではございますけれども、貴重なお時間をいただきまして、大まかには2点ご報告させていただきます。

1点目は、昨年3月の定例議会で皆様から予算につきましてご賛同いただきまして、予算の執行につきましては予定どおり、しっかりとこれからも適正に執行していきたいというふうに考えております。その中でも組織の改編をいたしましたので、それに伴いまして課長級の人事異動をいたしましたので、新たな課長につきましてご紹介させていただきます。

前の教育委員会生涯学習課長でありました河井長美氏が会計管理者兼出納室長に異動しました。前の地域防災課長、黒田幸雄氏が統合政策課長に異動をいたしました。前の企画財政課長、井上 均氏、総務課長兼選挙管理委員会事務局長に異動をいたしました。前の観光交流課長、土屋 仁氏は教育委員会学校教育課長に異動をいたしました。新任でございますが、土屋佳宏氏は教育委員会生涯学習課長に就任をいたしました。前の環境対策課長、高野茂章氏は防災安全課長兼防災監に異動しました。新任でございますが、佐々木雅昭氏が観光交流課長に就任いたしました。前の会計管理者兼出納室長、土屋悦子氏は福祉事務所に異動をいたしました。新任でございますが、白井達哉氏は建設課長に就任をいたしました。新任でございますが、鈴木光男氏は上下水道課長に就任をいたしました。前の建設課長、鈴木芳紀氏は環境対策課長に異動いたしました。

以上、11名の異動をいたしました。新任がそのうち4名でございます。これからは皆様にご愛顧を賜りながら、彼らを愛情ある叱咤激励をしていただき、将来成長するように願っております。

次に、先月の4月18日の豪雨災害につきまして、4月とは思えないような大変な雨量を記録いたしまして、残念ながら災害が発生をいたしました。被災された方には心からお見舞いを申し上げますとともに、この災害復旧に当たりましては、応急処置に当たりまして、建設業協会から本当に心温まる支援をいただきまして、迅速に災害が復旧できたというふうに考

えております。ここで、建設業界の方々にも御礼を申し上げたいというふうに思っております。

以上で、ご報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 温繁君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成29年5月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、8番 鈴木 敬君と9番 伊藤英雄君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

私、静岡県後期高齢者医療広域連合会議員を平成29年4月30日をもって辞職いたしましたので報告いたします。在任期間は、平成27年6月30日より約2年間でございました。

次に、4月20日、第100回東海市議会議長会定期総会が愛知県名古屋市で開催され、副議長が出席いたしました。

この総会では、会務報告の後、静岡県から提出された「学校施設環境改善交付金の拡充に

について」の要望ほか3件が原案可決され、これらの措置につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

平成28年度の決算等については、原案のとおり認定し、平成29年度の負担金、予算並びに役員選任については、原案のとおり可決されました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、私が市議会正副議長4年以上の一般表彰及び勤続30年以上の特別表彰を受賞いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

3月28日、群馬県藤岡市の議員4名が「道の駅 開国下田みなとについて」を視察されました。

次に、市長より「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分事件2件の報告があります。

また、「下田市公共施設等総合管理計画及び概要版」、「平成27年度の下田市財務諸表及び下田市財務諸表分析」の送付があり、議席配付してありますのでご覧ください。

次に、今臨時会に市長より提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第25号。平成29年5月12日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成29年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成29年5月12日招集の平成29年5月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下田市一般会計補正予算（第8号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第1号））。

下総行第26号。平成29年5月12日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成29年5月下田市議会臨時会説明員について。

平成29年5月12日招集の平成29年5月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席さ

せるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 河井長美、統合政策課長 黒田幸雄、総務課長 井上 均、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 土屋佳宏、防災安全課長 高野茂章、税務課長 日吉由起美、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 永井達彦、福祉事務所長 土屋悦子、建設課長 白井達哉、上下水道課長 鈴木光男、環境対策課長 鈴木芳紀。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎報第2号の上げ・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下田市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下田市一般会計補正予算（第8号））につきまして、ご説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり平成29年3月31日に専決処分したことに付き、同条3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから5ページに記載のとおり、1款市税から21款市債につきましては、金額の確定による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書6ページに記載のとおり、2款総務費から11款公債費までの各事業の確定精算に伴う補正予算と、財源調整に伴い12款予備費を増額させていただいたものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ557万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億6,923万7,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正は4件で、利子補給補助金の廃止でございます。1件目は経済変動対策特別資金利子補給補助金、2件目は災害対策資金利子補給補助金、3件目は農業経営基盤強化資金利子助成補助金及び4件目は農業近代化資金利子補給補助金で、ともに融資実績がなく、廃止としたものでございます。

次に、第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債」によるということで、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の変更は5件で、工事額確定によるものでございます。

1件目、起債の目的、下田公園入口公衆便所改修事業につきましては、限度額390万円を370万円に変更するもの。

2件目、寝姿橋耐震補強事業は、限度額1,620万円を1,440万円に変更するもの。

3件目、ゆのもと橋耐震補強事業は、限度額400万円を360万円に変更するもの。

4件目、白浜地区防災センター建設事業は、限度額9,510万円を8,080万円に変更するもの。

5件目、第5分団第1部詰所建設事業は、限度額8,670万円を6,840万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要、浅黄色になります、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から10款1項

1目2節特別交付税までの増減は、交付額の確定によるもので、主なものは6款地方消費税交付金の1,314万8,000円の減額及び10款特別交付税1億1,107万2,000円の増額で、2款から10款までの補正合計額は8,394万8,000円の増額となるもの。21款1項1目清掃債から同4目1節消防債までの減額は、補正内容等の欄に記載のとおり合計3,500万円の減額で、先ほど予算書9ページにて説明いたしました地方債補正5件によるものでございます。

選挙管理委員会関係、18款1項6目1節須崎財産区会計繰入金158万9,000円の減額及び同7目1節柿崎財産区会計繰入金195万3,000円の減額は、各財産区議会議員選挙が無投票となったことにより、繰入金を減額するものでございます。

地域防災課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金50万9,000円の減額は、交付額の確定。15款2項1目3節県費・緊急地震・津波対策等交付金86万7,000円の減額は、交付金対象事業費の確定。

4ページ、5ページをお開きください。

20款4項4目8節消防団員退職報償金受入金190万1,000円の減額は、退職報償金の額の確定、20款4項4目21節雑入93万1,000円の増額は、静岡県市町村振興協会地震・津波対策事業交付金の交付に伴うものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金1,200万円の減額は、自立支援医療費の減額に伴う国庫負担金の見込み減、同2項2目5節国庫・臨時福祉給付金給付事業費補助金1,116万6,000円の減額及び同7節国庫・年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族）給付事業費補助金963万円の減額は、給付事業が終了し事業費の確定。15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金600万円の減額も、自立支援医療費の減額に伴う県負担金の見込み減でございます。

環境対策課関係、15款2項3目2節県費・環境対策費補助金14万7,000円の減額は、河川海岸愛護事業及び海岸漂着物等対策事業の補助金交付確定に伴うものでございます。

産業振興課関係、15款2項4目1節県費・農業費補助金43万2,000円の増額は、農地利用最適化交付金の追加交付。同2節県費・林業費補助金158万2,000円の減額は、森林整備地域活動支援事業費補助金の確定に伴うものでございます。

建設課関係、12款1項2目1節住宅費分担金13万3,000円の減額は、理源山に係る急傾斜地崩壊対策事業費分担金の確定。14款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金339万5,000円の減額は、住環境整備事業及び防災・安全交付金事業費の確定。15款2項6目1節県費・住宅費補助金132万1,000円の減額は、木造住宅耐震補強助成事業及び住宅改修建替支

援事業費の確定。17款1項5目1節住宅費寄附金19万3,000円の減額は、吉佐美、多々戸及び河内松尾の県事業費の確定。

6 ページ、7 ページをお開きください。

18款2項1目7節景観まちづくり基金繰入金239万6,000円の減額は、景観まちづくり基金からの繰入金の確定。20款4項4目21節雑入100万円の減額は、市町村振興協会省エネ機器導入事業助成金の確定に伴うものでございます。

学校教育課関係、15款2項7目1節県費・教育費補助金10万2,000円の減額は、放課後子ども教室推進事業補助金で事業実施を見送ったものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出でございます。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業185万1,000円の減額は、臨時雇賃金及びふるさと下田同窓会応援事業補助金の精算。同8目0145公共施設利用推進事務157万6,000円の減額は、公共施設等総合管理計画策定業務委託の精算。同9目0300財政管理事務32万2,000円の減額は、新地方公会計制度対応固定資産台帳整備業務委託（債務）の精算。11款1項2目7711一時借入金等利子事務50万円の減額は、一時借り入れ実績がなかったため。12款1項1目一般会計予備費1億3,140万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項6目0574須崎財産区議会議員選挙事務158万9,000円の減額及び同7目0579柿崎財産区議会議員選挙事務195万3,000円の減額は、各財産区議会議員選挙が無投票になったことにより、補正内容等の欄に記載のとおり執行経費の減額でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務43万7,000円の減額は、静岡県地方税滞納整理機構負担金の確定。同2目0471資産税課税事務160万円の減額及び同0472市税徴収事務40万円の減額は、郵便料の不用額。同0475賀茂地方税債権整理回収協議会推進事務150万円の減額は、時間外勤務手当及び郵便料の不用額を減額するものでございます。

地域防災課関係、2款8項1目0860地域防災対策総務事務211万4,000円の減額は、補正内容等の欄のとおり事業費の精算。同0861地域防災組織育成事業288万円の減額も、補正内容等の欄のとおり補助金の精算。8款1項2目5810消防団活動推進事業190万1,000円の減額は、団員退職報償金の確定。同3目5865白浜地区防災センター建設事業1,432万7,000円の減額は、監理業務委託及び建設工事に係る事業費の確定。同5866第5分団第1部詰所建設事業1,827万6,000円の減額は、建設工事全般及び旧淡交荘解体工事に係る事業費の確定によるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項2目1041臨時福祉給付金給付事業1,116万6,000円の減額及び同1047年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族）給付事業963万円の減額は、各臨時福祉給付金の事業が完了し、給付額の確定によるもの。同3目1052在宅身体障害者（児）援護事業2,428万2,000円の減額は、自立支援医療費の減少及び重度心身障害者等災害用具費の利用者減によるものでございます。

市民保健課関係、4款2項1目2150健康増進事業300万円の減額は、健康診査委託の実績が伸びなかったため、不用額を減額するものでございます。

環境対策課関係、4款3項5目2380環境対策事務71万7,000円の減額は、災害廃棄物処理計画作成業務委託に係る事業費の精算。同2381環境衛生事業28万1,000円の減額は、下田公園入口公衆便所改修工事に係る事業費の精算。同2383環境美化推進事業28万1,000円の減額は、機器等借上料及び河川海岸愛護事業補助金の事業確定によるものでございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業2,000円の減額は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金の融資実績がなく減額するもの。同2項1目3350林業振興事業292万4,000円の減額は、地域おこし協力隊員に係る事業費精算及び森林整備地域活動支援事業補助金に係る精算。6款1項2目4050商工業振興事業78万5,000円の減額は、地域おこし協力隊に係る事業費の精算。同4051中小企業金融対策事業2,000円の減額は、経済変動対策特別資金利子補給補助金及び災害対策資金利子補給補助金の融資実績がなく減額するものでございます。

建設課関係、7款2項3目4505県単道路整備事業負担事務570万円の減額は、県単道路整備事業負担金の確定。同4目4700橋梁維持事業549万1,000円の減額は、ゆのもと橋耐震補強工事実施設計業務委託及び寝姿橋耐震補強工事（上部工）に係る事業費の精算。同5項1目5161景観推進事業239万6,000円の減額は、景観まちづくり助成金の確定。同4目5250都市公園維持管理事業552万8,000円の減額は、敷根公園指定管理料（債務）に係る事業費の精算。7款7項2目5620耐震改修支援事業253万4,000円の減額は、木造住宅耐震補強助成事業費補助金ほか補正内容等の欄に記載のとおり事業費の精算。同3目5630急傾斜地対策事業93万9,000円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業負担金が確定したため、不用額を減額するものでございます。

学校教育課関係、3款3項5目1670認定こども園管理運営事業11万3,000円の減額は、空調機フロン漏洩点検業務委託に係る委託費の精算によるものでございます。

12、13ページをお開きください。

9 款 1 項 2 目 6010 教育委員会事務局総務事務 41 万 8,000 円の減額は、薬品等廃棄物処理業務に係る委託費の精算。同 6015 放課後子ども教室推進事業 16 万 3,000 円の減額は、事業実施を見送ったもので、補正内容等の欄に記載のとおり減額するもの。同 2 項 1 目 6050 小学校管理事業 86 万 4,000 円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり事業費の精算。同 3 項 1 目 6150 中学校管理事業 43 万 5,000 円の減額は、清掃業務委託（受高水槽）及び教職員健康診断委託に係る委託費の精算。同 7 項 1 目 6800 学校給食管理運営事業 620 万円の減額は、学校給食調理配送等業務委託（債務）に係る委託費の精算によるものでございます。

生涯学習課関係、9 款 5 項 4 目 6500 芸術文化振興事業 109 万 7,000 円の減額は、文化財保護事業補助金の確定。同 7 目 6650 市史編さん事業 79 万 9,000 円の減額は、印刷製本費に係る事務費の精算によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第 2 号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第 2 号 平成 28 年度下田市一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10 番、土屋君。

○10 番（土屋 忍君） ちょっと確認の意味で説明だけ聞きたいんですけれども、地域防災課絡みの事業で白浜の防災センター建設事業と第 5 分団第 1 部詰所建設事業というので、多額な減額があるわけなんですけれども、1,378 万円とか、建設工事のほうですよ。第 5 分団の詰所は 360 万 2,000 円ですか、これはかなりの金額で減額になっているわけなんですけれども、何か設計変更して簡単な建物にしたのかどうなのか。

〔発言する者あり〕

○10 番（土屋 忍君） じゃなくて。

あともう 1 個は、それからもう 1 点、旧淡交荘の解体は一千三百何十万あるわけなんですけれども、これについても相当な、解体、一つの建物を壊すのに、元が幾らだったかちょっと今記憶にないんですけれども、相当な金額が減額になっているわけなんですけれども、その辺のちょっと説明をお願いしたいというのが 1 点。

あともう 1 個、学校教育課の関係で、私、初耳なもので確認だけお願いしたいんですけれども、認定こども園の管理運営事業の中で、空調機フロン漏えい点検業務委託というのが、

空調機 1 回つけると絶対フロンガスは漏れないというのが、不良工事が無い限り絶対漏れないというのが私の頭の中にあるんですけれども、このフロンガス漏えい点検業務委託というのはどういふようなのか、法律でそんなものが出たのか、普通絶対漏れない、空調機のガスは、まして最近のフロンガスというのは、変なフロンガスじゃなくて安全なというんですか、大気を汚染しないフロンガスを使っていますもので、この辺のことがちょっとわからないもので説明をいただきたいと。2 点お願いします。

○議長（森 温繁君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 淡交荘の解体と白浜防災センターの大きな減額理由としまして、淡交荘の解体は当初建設時の図面がなく、譲与を受けた建物ですので、基礎部位が支持ぐいが入っているかどうかわからなかったということで、それを見込んで当初予算を見込んだところ、解体の最中に、設計段階で支持ぐいがないのがわかりまして、その分が減額になったということになります。

白浜防災センターについては、平成28年度の当初予算についてちょっと見積もりが甘かったという形になっております。実際、設計額と精算額についても実施設計をやった段階で、当初予算より大分少なくなったということで、今後そういうことがないように気をつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 1670認定こども園管理運営事業の空調機フロン漏えい点検業務委託11万3,000円の減額の件なんですけど、これにつきましては、すみません、ちょっと法律の名称はちょっと今確認できないんですけども、3年に1回の定期点検が義務化されたということによる実施ということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） そのほかに。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 補正予算の概要のほうの10ページの環境対策事業の災害廃棄物の処理計画の業務委託が71万7,000円の減額ということでありますが、災害の廃棄物の処理計画をぜひ明確にしていきたいと思うんですが、どういう方向でこれが処理されるような計画になったのか、概略、お答えいただければありがたいと思います。

○議長（森 温繁君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木芳紀君） 産業廃棄物の処理計画なんですけれども、これ県のほうから指導がありまして、県の計画を踏まえまして、各市町が復旧・復興の妨げとなるような災害廃棄物を処理することを事前に計画することによって、混乱を最小限にしようというような目的を持ったものでございまして、いろいろな廃棄物に対しまして、それぞれどうやって対応していこうかというような計画を定めたものでございます。具体的にはどこに何をという話ではないんですけれども、まずは災害の程度によって調査をします。調査したものに対して、し尿とか家屋とかいろいろなものに対して、どうやって当たっていこうかというような流れの計画を定めているものでございまして、具体的にどこに何を処理するというようなものは、うたっていないんですけれども、そのようなものでございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8 番、鈴木 敬君。

○8 番（鈴木 敬君） 1 点目は、企画財政課の分で、ふるさと下田同窓会応援事業補助金の 115 万 6,000 円の減なんですけど、これ当初 1 年間 300 万で参加されて事業をしてきたものだと思いますが、115 万円の残ということは 185 万円ぐらいが使われたということらしいんですが、大体何組くらいの人たちが使った、応募した同窓会というのをしたのかということをお聞きしたいと思いますが、また、このふるさと下田同窓会応援事業というのは 1 年で終わっちゃったわけですが、そこら辺について当局としてはどのような総括というんですか、を持っておられるのかということをお聞かせしていただきます。

もう 1 点目は、地域防災課のほうなんですけど、家庭内家具等固定推進事業費補助金の 167 万円の減になっていますが、これたしか 180 万円の予算化で事業化されたと思うんですが、180 万の予算化のうちで 167 万円がそっくり使われなかったということだとすると、これどこら辺に原因があるのかどうなのかということについてお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） ふるさと下田同窓会応援事業補助金の件につきましてですけども、件数につきましては、申請段階で 29 件、気象の関係とかで同窓会を取りやめて取り下げたなどの件がございまして、3 件取りやめているものがございまして、総数では 26 件でございまして、人数につきましては、申請人数 1,039 名でございまして、議員が今質問の中でおっしゃっていましたとおり 300 万の予算の中で、交付確定額につきましては 184 万 4,000 円でございまして、残りを専決処分させていただいたというようなことになっております。それ

から単年度でやめてしまうのかというようなご質問かと思えますけれども、もともとこの1年間、試しに様子を見てやってみましょうということでございまして、今後やったほうがもっといいんじゃないかというようなご意見等ございましたら、復活させる等考えていきたいと思えますけれども、一応昨年度で1年限りということでやらせていただきました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 家庭内家具等固定推進事業費補助金ということで、先ほど議員が言われたとおり当初予算180万ありまして、実際補助金を出したのが12件、13万円でありました。167万円の減額となったわけなんです、これについてはやはりPR不足が大きな原因ではないかとは思いますが、今年度も自主防災会のほうでこういうのがあるということで、PRのほうをお願いしたところでございますが、もっとももっとこういうことはPRして使っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番、鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 同窓会応援事業に関しましては、私当初からこの事業そのものには賛成しかねる部分があったんですが、でも一応やってみてある程度の感触、ある程度の効果があれば続けていくものだというふうに思っていましたから、結局のところ、それほどの事業効果がなかったというふうなことではないかと思えます。

それでもう1点、家庭内器具固定事業、これ給付費が1万円で、取り付け費が1万円で2万円ですよ。1件につき2万円の補助だということなんです、それに関しては、2万円の補助を得るための手続が物すごく面倒くさいなんていうふうなそういうふうな声もありまして、ふるさと応援事業についてもそうなんです、ちょっと申請はしたけれども、手続がいろいろ面倒くさいというふうなことがありまして、ならやめようとかいうふうな意見もあったりしまして、こういう事業、どうしてもいろいろ申請書が何枚か必要なことが多いんですが、余りにも、例えば2万円の補助を得るために申請用紙を6枚も7枚もつけなきゃいけないような状態だと、なかなか応募しませんよね。なら自分でやっちゃおうということにもなったりしますので、そこら辺の予算に見合ったというわけではないんですが、事業に見合ったというわけじゃないんですが、できるだけ申請手続を簡素化、簡単にしていくような方法というのはないのかどうなのか、ここら辺についてもちょっと市当局にお聞きします。

○議長（森 温繁君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 手続のほうが煩雑だということで、今ご指摘をいただきましたので、またこれからちょっと考えていきたいと思います。今現在、家具等のやつについては事前に報告を受けて、個人で買ってもらって写真と領収書をつけて、こちらが個人に払うという形をとっておりますので、ちょっともう1回、申請と支払いの関係までちょっと精査して考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度下田市一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（日吉由起美君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

このことにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、3ページ、専第3号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙4ページから11ページのとおり制定するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、いずれも平成29年4月1日から施行されることに伴い、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことについて報告をさせていただきます。

また、今回の改正につきましては、国から示されました改正案どおりの改正となっております。

提案の理由でございますが、さきに述べました法律等が施行されたことから、この税制改正に対し早期の対応を図るため、本条例について所定の改正をするもので、平成29年4月1日から施行される部分について、同年3月31日付で専決処分を行い、本議会においてご承認を求めるものでございます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、条例改正関係等説明資料により、ご説明申し上げます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、専第3号説明資料①をご覧ください。

今回の専決処分の条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものであり、主な改正項目は、固定資産税、都市計画税につきまして、居住用超高層建築物、これは高さが60メートルを超える建築物のうち複数の階に住戸が所在しているもの、いわゆるタワーマンションについて、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる補正率を階層別に設定するものでございます。

タワーマンションに対する固定資産税につきましては、現行の計算方法では1棟を評価し、

1棟の固定資産税額を計算した後、各区分所有者の占有床面積により按分しているため、高層階でも低層階でも床面積が同じであれば税額は同じとなります。しかし実際の取引価格は、高層階になるほど高くなる傾向にあることから、こうした傾向を反映した補正率を適用することとなりました。このことにより1棟当たりの固定資産税額は変わりませんが、1戸当たりの税額は床面積が同じであっても高層階は低層階より高くなります。対象は平成29年1月2日以後に新築されたタワーマンションとなりますが、平成29年4月1日前に最初の売買契約が締結されたものを除くこととなっており、平成30年度分の固定資産税からとなります。

2つ目は、災害に関する税制上の措置を常設化するもので、今般災害が頻発していることを踏まえ、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の手当てをする観点から、あらかじめ手当てしておくことが適当なものについて規定を常設化することとなりました。被災代替家屋に係る課税標準の特例措置とは、災害により滅失、損壊した家屋にかわるものとして、市長が認めるものを取得等した場合、その固定資産税、都市計画税について4年度分を2分の1とするものでございます。被災代替償却資産につきましては、その固定資産税について4年度分を2分の1とするものでございます。従来は発災後、個別の災害において法改正を行い、対象としていたものでございますが、今後は被災者生活再建支援法の対象となる市町村に適用するとして、規定を定めるものでございます。

また、被災住宅用地に係る特例につきましては、災害により住宅が滅失し、賦課期日までに再建されていない場合において、住宅用地特例が適用されず、税負担が増加することを避けるため、2年間もしくは3年間は住宅用地とみなす措置をしておりますが、被災住宅復興推進区域につきましては4年間と、さらに拡充することとしたものでございます。適用は平成30年度分からとなります。

次に、軽自動車税につきましては、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さな軽自動車について、取得した翌年度分の軽自動車税の税率を軽減する軽自動車税のグリーン化特例について、平成29年度分までとなっておりますが、対象車両に係る燃費基準要件の重点化を行った上で、2年間延長することになりました。記載の表のとおり75%軽減対象車は変わりませんが、50%軽減対象車は平成32年度燃費基準より30%以上燃費性能のよいものに、25%軽減対象車は平成32年度燃費基準より10%以上燃費性能のよいものへと基準が引き上げられました。適用は、平成29年4月1日から平成30年3月31日に取得されたものは平成30年度分、平成30年4月1日から平成31年3月31日に取得されたものは平成31年度分となります。

なお、その他の項目は記載のとおりでございますが、地方税法の改正に伴い、条文を整理し修正等を行うもので、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、2ページ、3ページ、説明資料②をお開きください。

下田市税賦課徴収条例の一部改正でございます。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第33条は、所得割の課税標準でございますが、第4項は特定配当等に係る所得、第6項は特定株式等譲渡所得が生じた場合の申告についての規定の整備でございます。特定配当等に係る所得等について、町村が納税義務者の意思を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものでございます。

第34条の9は、第33条の改正に伴う所要の規定の整備。

ページをめくっていただきまして、第48条は、規定の字句の修正及び法改正による項ずれ。

6ページ、7ページ、第50条は、規定の字句の修正及び第4項は増額更正があった場合の延滞金の期間について定めるもの。

8ページ、9ページ、第61条第8項は、法第349条の3の4が新設されたことによる条文の改正。これは、震災等による滅失等した償却資産に対する固定資産税の課税の標準の特例ということです。

第63条の2は、施行規則第15条の3の改正及び第15条の3の2の新設によるもので、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するもの。

第63条の3は、共用土地に対する按分の申し出に係る規定で、「あん分」を漢字に修正するとともに、10ページ、11ページ、第2項は、特定被災共用土地が被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けられるようにするための規定の整備。

第74条の2は、被災住宅用地の申告に係る規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、特例を適用する規定を整備するものでございます。

第152条は、法改正による項ずれ。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長するものでございます。

14ページ、15ページ、第10条は、固定資産税の課税標準の特例における読みかえ規定を法改正にあわせて改正するものでございます。

第10条の2は、わがまち特例を定めたものでございますが、法改正による項ずれ及び法附則第15条第40項の廃止による削除。

第10条の3、第2項から第8項及び第11項は法改正による項ずれ。

16ページ、17ページ、第9項及び第10項につきましては新設で、第9項は特定耐震基準適合住宅について、また第10項は特定熱損失防止改修住宅について、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出する申告書について規定するものでございます。

第16条は、軽自動車税の税額の特例でございますが、軽自動車税のグリーン化特例について、対象車両に係る燃費基準要件の見直しを行った上で2年間延長するもので、第5項は75%軽減、第6項は50%軽減、第7項は25%軽減について定めるものでございます。

20ページ、21ページ中段、第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例を新たに設けるもので、軽自動車税について、自動車メーカーによる燃費試験不正行為に起因して不正にエコカー減税を受け、取り消された場合において不足額が生じた場合、その不足額についてその事業者を軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に係る規定を適用するものでございます。また、不正の再発を抑制する観点から、納付すべき額については、納付不足額にその10%分の額を加算した額とするものでございます。

第16条の3は、第33条同様、上場株式の配当等に係る配当所得について、市民税の課税について定めたものでございます。

ページをめぐっていただき、第17条の2は、優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

24ページ、25ページ、第20条の2の改正は、第33条同様、特例適用配当等に係る所得について。第20条の3の改正は、条約適用配当等に係る所得について、市民税の課税の特例について定めたものでございます。

26ページ、27ページ、第24条、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の都市計画税の特例及び次のページ、第25条、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例につきましては、法改正による項ずれでございます。

第29条は、法改正に伴う項ずれでございます。

ここで議案件名簿の9ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条、施行期日につきまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の規定は公布の日から施行するものでございます。

第2条、市民税に関する経過措置でございますが、第1項として改正後の規定は別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるものでございます。第2項として、新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用するものがございます。

第3条、固定資産税に関する経過措置でございますが、第1項は、改正後の規定は別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

10ページ、第2項及び第3項の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る被災代替家屋、代替償却資産及び被災住宅用地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するもので、同日前に発生した震災等によるものについては、なお従前の例によるものがございます。第4項の規定は、今回廃止されました旧法附則第15条第40項に規定する基金に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものがございます。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置でございますが、第1項は、改正後の規定は別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとするものがございます。第2項及び第3項は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることについて、納期限後に知った場合において、その原因が所有者以外の第三者にあった場合、例えば自動車メーカーの不正等である場合、その第三者に申し出の機会を与え、申し出の後、第三者を軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用するものがございます。

第5条は、固定資産税に関する経過措置でございますが、改正後の規定は別段の定めがあるものを除き、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものがございます。

第6条は、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成28年下田市条例第28号）の一部改正でございます。第1条の2の改正規定に附則第16条の2の改正規定を加えるものがございます。第2条は、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年下田市条例第8号）の一部改正でございます。附則第6条において読みかえる附則第16条の規定について改正するものがございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（土屋 忍君） すみません、ちょっと確認だけ。いろいろ税法上で難しいもので、ほとんどの部分なかなか理解できないんですけども、4年間の固定資産税の減免のところでは被災の関係があったんですけども、これはあくまでも地震に限定されているのか、震災等と書いてあるんですけども、それとも大規模な、例えば何年か前にあった広島の大規模な水害で、あたり一面の家が災害に遭ってなくなった、建物なんかも消えてしまったみたいなのもありましたし、例えば大規模な火災ですよ、糸魚川のような、ああいうようなものは別なのか、その辺だけちょっと教えてもらいたいんですけども。

○議長（森 温繁君） 税務課長。

○税務課長（日吉由起美君） ただいまのご質問でございますけれども、今までは個別の災害が起きたときに、例えば東日本大震災に係る地方税の特例措置とかというような形になっていた部分もございます。今回のここの部分につきましては、被災者生活再建支援法の対象となる市町村に適用するということで、全般的に法律を決めまして、それに対象となるような災害が起きた場合に該当となるということになりました。

この被災者生活再建支援法というところですけども、自然災害等により著しい被害を受けた場合に、被災者の生活の再建を支援するというような法律になっておりまして、対象となる自然災害が決まっているんですけども、例えば10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合とか、そのほかに災害救助法の適用になった場合ですとか、それから県の範囲ですとか、その中で決まったということで、例えば何かの災害でということではなくて、それに該当するような大きな災害が起きた場合というのを想定しておりますので、自然災害というふうになっていますので、地震ですとか、土砂崩れですとか、そういうようなのでそれに対応するような形で該当すれば、税のほうも軽減が受けられるということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 4分休憩

午前11時14分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎報第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） 報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第1号））につきまして、ご説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

報第4号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり平成29年4月18日に専決処分したことにつき、同条3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

補正予算の内容でございますが、平成29年4月18日の豪雨による被災復旧経費を補正したものでございます。本来であれば、全員協議会において被災状況等の報告をさせていただくものですが、今回は補正予算の概要6ページから9ページに関連の資料をつづり込ませてかえさせていただきました。後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,003万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,403万9,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

次に、第2条、地方債の補正でございます。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。地方債の追加は2件で、災害復旧工事によるものでございます。

1件目、起債の目的、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業につきましては、限度額610万円を追加するもの。

2件目、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、限度額50万円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

総務課関係、17款2項1目1節財政調整基金繰入金1,900万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるもの。

20款1項6目1節現年発生補助災害復旧事業債610万円の追加は、今回被災しました準用

河川林山川ほか3河川及び市道土浜高馬線の9事業が国庫補助事業に採択されることに伴い、補助残の財源として借り入れるもの。同2節現年発生単独災害復旧事業債50万円の追加は、今回被災しました準用河川上ノ山川の復旧事業に財源として借り入れるものでございます。

福祉事務所関係、17款2項1目13節災害復興資金貸付け基金繰入金210万円の追加は、災害復興資金貸し付け2件のため、財源として基金繰り入れをするものでございます。

建設課関係、13款1項2目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金1,233万9,000円の追加は、今回被災しました準用河川林山川ほか3河川及び市道土浜高馬線の復旧事業が国庫補助事業に採択されることに伴うものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございます。

総務課関係、12款1項1目一般会計予備費68万5,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、3款5項3目1841災害対策事業46万4,000円の増額は、平成29年4月18日の豪雨による災害対応に係る時間外勤務手当及び消防団員費用弁償。10款4項1目7631単独防災施設災害復旧事業（4月18日災）7万円の追加は、春日山遊歩道に係る修繕料でございます。

福祉事務所関係、3款5項1目1801災害救助事務（4月18日災）217万円の追加は、災害見舞金3件の支給及び災害復興資金2件の貸し付けをするものでございます。

産業振興課関係、10款1項5目7208単独農用施設災害復旧事業（4月18日災）310万4,000円の追加は、農道用水路など9カ所の災害修繕料。同6目7225単独林用施設災害復旧事業（4月18日災）279万8,000円の追加は、林道8カ所の復旧修繕料でございます。

観光交流課関係、10款4項2目7640単独観光施設災害復旧事業（4月18日災）29万8,000円の追加は、吉佐美はまぼうロードの復旧修繕料でございます。

建設課関係、10款2項1目7301公共河川災害復旧事業（4月18日災）1,914万2,000円の追加は、準用河川林山川ほか3河川の復旧経費。同2目7359公共道路橋梁施設災害復旧事業（4月18日災）106万1,000円の追加は、市道土浜高馬線の復旧経費。同3目7426単独河川災害復旧事業（4月18日災）414万円の追加は、14河川の災害復旧費。同4目7486単独道路橋梁施設災害復旧事業（4月18日災）467万円の追加は、24路線の復旧修繕料。同6目7626単独排水路災害復旧事業（4月18日災）195万円の追加は、6排水路の復旧修繕料でございます。

生涯学習課関係、10款4項3目7650単独保健体育施設災害復旧事業（4月18日災）85万7,000円の追加は、吉佐美グラウンドの復旧経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 私のほうからは、4月18日の豪雨による経過及び被害状況についてご報告させていただきます。

補正予算の概要の6ページをお開きください。

発生日は平成29年4月18日火曜日。発生場所は下田市内全域。

気象状況経過及び災害概要ですが、4月18日4時29分に大雨土砂災害警報が発表され、5時44分に洪水警報発表、6時30分に土砂災害警戒警報発表、8時18分に洪水警報の解除、10時40分に土砂災害警戒情報の解除、11時20分に大雨土砂災害警報が解除となりました。

降雨量については、7ページ記載の雨量計のデータのとおりでございますが、最大雨量を観測した大賀茂小学校雨量計では17日の13時から18日の11時まで238ミリの降雨がありました。

被災状況でございますが、土砂流入による家屋損壊が3戸。うち全壊が1戸、一部損壊が2戸発生しました。

浸水被害は19件。うち店舗が11件、住宅が8件でした。

道路等の公共施設の被害状況は、8ページ、9ページに記載の添付資料のとおりとなっております。

続きまして、経過状況ですが、4時50分に事前配備体制（情報収集）を設置し、防災安全課職員2名にて対応しました。5時44分に市道土浜高馬線で山から土砂が流れ出し、車両通行困難の情報があったため、建設課に対応を依頼。6時5分に防災安全課職員全員に参集命令。6時9分に消防団に出動要請。6時半に事前配備体制（警戒）に移行し、建設課及び産業振興課に動員命令。6時50分に避難準備。高齢者等避難開始発令について市長決裁を受け、7時に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、稲生沢公民館を避難所として開設しました。市内各所で道路冠水等による通行規制は消防団等により対応を行いました。10時49分に避難準備・高齢者等避難開始を解除。18時10分に市道土浜高馬線通行規制を解除。18時15分に稲

生沢公民館避難所を閉鎖。避難者はいませんでした。18時15分に事前配備体制を廃止しました。18時30分に崩土による土砂流入により家屋一部損壊となった被災者1世帯2人を市役所別館和室に20日の朝まで受け入れました。20日からは新居のほうに移動されました。

残りの損壊家屋についてですが、全壊家屋1軒はこれは空き家でした。もう1戸の一部損壊家屋1軒1世帯1人の方については、被災家屋で生活後、24日に新居のほうに移動いたしました。

以上で、4月18日の豪雨による経過及び被害状況についての報告を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番、滝内君。

○4番（滝内久生君） 通常の災害なんですけれども、ボードウオークの被災箇所があるということで、ボードウオークについては保険に入っていますので、その辺をの確認して出るものは、出るのであれば必ず要求してもらいたいと思います。この点いかがでしょう。

それと、西本郷地区、いつものことなんですけれども、水がのるということなんです、主たる原因は国道の横断暗渠の浚渫を、もうこの十何年、排水路維持費がないものですからやっていないという現状がありますので、今後の補正予算で、また雨季を迎えますので、その辺の手当てをお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） ボードウオークの被災の関係でございますが、実は昨年も同様のケースがありまして、保険を適用しております。その辺確認しておりますので、また本年につきましても確認しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 補正予算につきましては、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 4月18日災の対応についてご報告いただきましたけれども、措置がとりあえず必要ないにしても、大変河川が埋め立てられてきているといえますか、30セ

ンチから恐らく1メートルぐらい中小の河川が土砂で埋まってきている、こういう実態があるのかと思いますが、とりあえずこの措置が必要ではないけれども、次の溢水というんでしょうか、そういうものにつながる心配があるというような状況については、どのように把握されているのか、調査されているのか、あればお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 調査につきましては、今後、梅雨の前にできる限り行っていきたいと思っております。また、各地区から要望が上がってきた箇所については、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

11番、増田君。

○11番（増田 清君） 今回の大雨、局所的な豪雨と言ってもいいんじゃないかと思います。

大雨でも今報告がございましたけれども、大体1時間に90ミリ弱降ってはいるんです。高馬地区見まして、我々もすぐ現場見に行ったんですけれども、あそこ雨量計がないんですよ、区長さんに聞いたら。以前、市内各所に整備した雨量計が、今かなり設置箇所が少なくなっていると思うんですけれども、やはりその雨量計はきめ細かに設置をしていかないと、今年の夏、またこういう豪雨があった場合の地元の対応、これも考えなきゃいけないと思うんですけれども、その辺のことをどう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、市道でない生活道路、その災害がかなり出ています。これも今後、我々もどのような形でいかれるのか、当局の考え方をお聞きしていかなきゃいけないんですけれども、それらに対する、市道でない生活道路の整備、それから災害対策、これも必要だと思いますけれども、その辺のところをどう考えていくのか、この2点お願いします。

○議長（森 温繁君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 雨量計の増設についてですが、確かに下田市内に6カ所というのは少ないと感じております。公共施設につける予定ですので、これから検討して前向きに設置をしたいと思っております。

市道ではない生活道路についてですが、これは……

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 市道ではない、いわゆる里道と呼ばれているような道路につつま

しては、基本的な維持管理については、利用されている皆様をお願いしているところでございますけれども、とても住民の方では手に負えないような損壊等があった場合には、個別にご相談いただければ対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第４号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下田市一般会計補正予算（第１号））は、原案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

委員の方は、第１委員会室へお集まりください。

午前１１時３３分休憩

午前１１時４０分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、私の一身上のことにつきまして議題といたしたいと思います。

したがいまして、議長を交代させていただきます。

副議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 竹内清二君 議長席へ着席〕

○副議長（竹内清二君） ただいま議長から通告がございましたとおり、暫時私が議長の代役を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

◎日程追加

○副議長（竹内清二君） ただいま議長、森 温繁君から議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることと決定いたしました。

◎議長の辞職について

○副議長（竹内清二君） 地方自治法第117条の規定により、12番、森 温繁君の退席を求めます。

〔12番 森 温繁君退席〕

○副議長（竹内清二君） ここで辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（須田信輔君） 朗読いたします。

平成29年5月12日。

下田市議会副議長、竹内清二様。下田市議会議長、森 温繁。

辞職願。

今般、一身上の都合により下田市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（竹内清二君） お諮りいたします。

森 温繁君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、森 温繁君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森 温繁君の復席をお願いいたします。

〔 1 2 番 森 温繁君復席〕

◎日程追加

○副議長（竹内清二君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長選挙

○副議長（竹内清二君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（竹内清二君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（竹内清二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内清二君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（竹内清二君） 異常はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

○副議長（竹内清二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（竹内清二君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（竹内清二君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 橋本智洋君と4番 滝内久生君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（竹内清二君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票。

これは出席議員数に符合いたします。

このうち、有効投票数 13 票

無効投票数 0 票

有効投票中 竹内清二君 12 票

沢登英信君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、私、竹内清二が議長に当選いたしました。

本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をさせていただきます。

ただいま当選に当たりまして、私から一言、皆様にご挨拶を申し上げさせていただきます。

議長席から大変失礼いたします。

皆様のご信任を得て、このたび議長の重責につくこととなりました。大変光栄に感じるとともに、この重責をひしひしと感じている次第でございます。

与えられた任期、一途一身の気持ちを持って皆様のこの期待に応えるべく、市政繁栄に寄与できる議会運営に尽力してまいりたいと存じますので、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

ここで、前議長より退任に当たってご挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔12番 森 温繁君登壇〕

○１２番（森 温繁君） ただいまの心境といたしますと、ここに立ててほっとしております。

在任中は副議長に大変お世話になり、職務をつつがなく全うできたんじゃないかなと、そんなふうに思っております。本当にありがとうございました。

これから時代というのは、周りを見ていまして、いろんなものを見ますと本当に変わってきております。新しい議長さんには大いに対話をもって事を運んでいただければと、そのように思っております。私自身も今後在任中は、微力ではございますが市政発展のために精いっぱい努力していく覚悟でございます。よろしくお願いします。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（竹内清二君） ここで暫時休憩いたします。

これより、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第１委員会室へお集まりください。

午前１１時５４分休憩

午前１１時５８分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎日程追加

○議長（竹内清二君） 先ほどの議長選挙の結果、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長選挙

○議長（竹内清二君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内清二君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内清二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内清二君） 異常はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

○議長（竹内清二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内清二君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 進士為雄君と2番 進士濱美君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（竹内清二君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票。

これは出席議員数に符合いたします。

このうち、有効投票数 13 票

無効投票数 0 票

有効投票中 伊藤英雄君 12 票

沢登英信君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、伊藤英雄君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました伊藤英雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました伊藤英雄君よりご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） ただいま皆様のご信任を受け、副議長に就任いたしました。

微力ながら竹内議長をよく助け、市政発展、議会活性化のために微力ながら努力していきたいと思います。（拍手）

○議長（竹内清二君） ここで各派代表者会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

代表者の方は第1委員会室へお集まりください。

午後 0時 6分休憩

午後 0時10分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午後 0時10分休憩

午後 1時10分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、常任委員会及び議会運営委員会委員の任期が5月11日までとなっておりますので、その選任を行います。

常任委員及び議会運営委員につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により選任することとなっております。

議長において指名させていただきます。

総務文教常任委員会委員に進士為雄君、滝内久生君、竹内清二君、鈴木 敬君、伊藤英雄君、土屋 忍君、森 温繁君、以上7人を、産業厚生常任委員会委員に進士濱美君、橋本智洋君、小泉孝敬君、大川敏雄君、増田 清君、沢登英信君、以上6人を、次に、議会運営委

員会委員に進士為雄君、橋本智洋君、滝内久生君、鈴木 敬君、土屋 忍君、沢登英信君、以上6人をそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

これより、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、委員会を開催していただきたいと思います。総務文教常任委員会は第1委員会室で、産業厚生常任委員会は第2委員会室でお願いいたします。

なお、委員会終了後、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、議会運営委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時12分休憩

午後 1時26分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。先ほど、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。新しい委員長及び副委員長が決まりましたので、事務局長より報告いたさせます。

○事務局長（須田信輔君） それでは、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に鈴木 敬議員、副委員長に進士為雄議員。

産業厚生常任委員会委員長に橋本智洋議員、副委員長に増田 清議員。

次に、議会運営委員会委員長に土屋 忍議員、副委員長に沢登英信議員。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成29年5月下田市議会臨時会を閉会といたします。

なお、このあと1時40分より、本議場において下田市議会全員協議会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時28分閉会